

○裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程

平成二八年一二月二一日

最高裁判所規程第五号

裁判官及び裁判官の秘書官（以下「裁判官等」という。）の保健及び安全保持については、その職務の性質に反しない限り、裁判官等以外の裁判所職員の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。